様式第二を次のように改める。

様式第二

弔慰料順位変更請求書

戦時死亡宣告を受けた者	氏名及び生年月日	（ふりがな）　年　月　日生	
	死亡したものとみなされる年月日	年　月　日	終戦時の職業又は身分
	除籍時の本籍地		戦時死亡宣告の裁判確定日　年　月　日
生死不明者	氏名		戦時死亡宣告を受けた者との続柄
	従前の居住地		
	生死不明の事情及び期間		
次順位者	氏名	戦時死亡宣告を受けた者との続柄	居住地

右のとおり弔慰料を受けるべき順位にある者が生死不明ですから、次順位者を弔慰料を受けるべき者とみなすよう請求します。

令和　年　月　日

請求者

都道府県知事　氏　名　殿

記載上の注意

「終戦時の職業又は身分」欄は、戦時死亡宣告を受けた者が、未復員者である場合は所属部隊名及び階級を、未帰還公務員である場合は所属庁名及び官等を記載すること。

（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第三十二条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（申請書等の記載事項） **第十二条の二**　第三条、第六条から第九条の二まで及び前条の申請書又は届書には、申請者又は届出人の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載しなければならない。 （口頭による請求） **第四十条**　（略） ２　前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基いて請求書、申請書又は届書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに氏名を記載しなければならない。	（申請書等の記載事項） **第十二条の二**　第三条、第六条から第九条の二まで及び前条の申請書又は届書には、申請者又は届出人の住所及び申請又は届出の年月日を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 （口頭による請求） **第四十条**　（略） ２　前項の陳述を聴取した当該職員は、陳述事項に基いて請求書、申請書又は届書を作成し、これを陳述者に読み聞かせた上で、陳述者とともに記名押印又は署名しなければならない。